平成２７年（フ）第２７０号
東京都府中市是政２丁目38番地の７レオパレスアリア106
破産者　竹本　明彦
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３５０号
東京都八王子市東浅川町351番地５ハートピア高尾202号
破産者　阿部　竜彦
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３２１号
静岡県湖西市新所5686番地の８
破産者　有限会社ヒデテック
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３４７号
大阪市中央区石町１丁目１番11号
破産者　株式会社シーティエステーマ大阪
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２７９６号
大阪市都島区片町１丁目８番16号、商業登記簿上の本店所在地大阪府枚方市津田元町２丁目54番５号
破産者　北河内急達運輸株式会社
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５１号
岡山県倉敷市児島小川６丁目１番60号（藤の木３号）、旧住所岡山県倉敷市児島唐琴４丁目13番３－405号
破産者　福留　照人
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５号
高知県長岡郡本山町吉野405番地１、商業登記簿上の本店所在地高知市瀬戸南町２丁目１番25号　第２池田マンション301
破産者　株式会社明坂建材
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第９９７号
千葉県市川市鬼越２丁目９番17号
破産者　時田　祐司
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１４号
京都府京丹後市大宮町河辺427番地の１
破産者　株式会社井野建設
1　決定年月日　平成27年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第２３号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地4454番地の３
破産者　有限会社阿南商会
1　決定年月日　平成27年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２６年（フ）第９３号
北海道白老郡白老町字石山26番地
破産者　株式会社小泉組
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第２４７号
東京都多摩市永山６丁目15番地の１永山サンハイツＡ－106
破産者　宮路　和八
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１８５号
静岡県磐田市岡918番地の１
破産者　株式会社石田建設
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３２２号
静岡県湖西市新所5686番地の８
破産者　伊奈　秀晴
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第７５８号
京都市南区東九条下殿田町43番地　メルクリオ京都２階204号
破産者　株式会社ベルシード
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１７３号
大阪府枚方市田口３丁目４番１号
破産者　株式会社マクシスエンタープライズ
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２２号
広島県呉市光町10番17号
破産者　有限会社第一薬品商会
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所呉支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２６２号
茨城県水戸市見川町2131番地の2165　ご長寿くらぶ水戸見川、旧住所茨城県水戸市東赤塚4345番地　県営赤塚アパート８棟５－５号
破産者　桂島　雍典
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所